

被扶養者認定に必要な提出書類一覧

2019.7

提出書類		認定対象者										
		配偶者	子			直系尊属の 父母・祖父母	兄弟姉妹および孫			同居の条件		
			16歳未満	16歳以上の 学生	16歳以上の 者		16歳未満	16歳以上の 学生	16歳以上の 者	3親等内の親族・伯叔父母・甥・姪		
16歳未満	16歳以上の 学生	16歳以上の 者	16歳未満	16歳以上の 学生	16歳以上の 者	16歳未満	16歳以上の 学生	16歳以上の 者				
同居者	被扶養者異動届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民年金第3号被保険者関係届	○(※3)										
	配偶者扶養申請書	○										
	被扶養者申請書			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住民票(世帯全員記載分)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	戸籍謄本(全部事項証明)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	源泉徴収票(※1)	○		○	○	○			○			○
	所得・非課税証明書(※2)	○		○	○	○			○			○
	在学証明書			○				○			○	
	年金手帳	○										
その他		「被扶養者申請書」に定める書類										
別居者	被扶養者異動届	○	○	○	○	○	○	○	○			
	国民年金第3号被保険者関係届	○(※3)										
	配偶者扶養申請書	○										
	被扶養者申請書			○	○	○	○	○	○			
	住民票(世帯全員記載分)	○	○	○	○	○	○	○	○			
	戸籍謄本(全部事項証明)	○		○	○	○	○	○	○			
	源泉徴収票(※1)	○		○	○	○			○			
	所得・非課税証明書(※2)	○		○	○	○			○			
	在学証明書			○				○				
	年金手帳	○										
その他		「被扶養者申請書」に定める書類										

被扶養者の対象外

・配偶者の扶養申請については、国民年金第3号資格(60歳未満)の取得申請も兼ねています。上記中の「国民年金第3号被保険者関係届」は、戸籍謄本、所得証明書、年金手帳が、国民年金第3号資格取得に必要な書類です。ただし、関連会社については戸籍謄本、年金手帳の添付は不要です。

※1 → 源泉徴収票は、当年度および前年度に会社勤務歴がない場合は提出不要です。

※2 → 原則、所得証明書(所得がない場合は、非課税証明書となります)。市区町村役場にて発行しています。

※3 → ①60歳未満の方は提出ください。②“離職”による申請の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」を2部提出してください。

・障害者(1級～3級)に該当する人は、【障害者手帳の写し】または【療育手帳の写し】を添付してください。